

葛飾区建築基準法第44条第1項第2号に係る許可基準

令和5年11月17日

5葛都建第573号

都市整備部長決裁

建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号に関する許可に当たり、道路内に立地することが公益上の観点からみて合理的に必要と認められ、かつ、バス停留所の上家等で道路内にあっても通行上支障がないものについては、審査の簡略化を図るため、許可基準を定め運用することとする。許可基準の全てに適合するものは一括審査とし、また、許可基準に該当しないものは個別の審査として、葛飾区建築審査会（以下、「審査会」という）に同意を求めるものとする。

なお、必要に応じて審査会への事前相談又は許可に条件を付加するものとする。

1 適用範囲

許可基準は、次のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) 道路内に設けるバス停留所の上家
- (2) 道路内に設けるタクシー乗り場の上家

2 許可基準

許可基準は、次のとおりとし、許可申請をするに当たり上屋に面する敷地・建築物の所有者等の理解を得るべく説明に努めるものとする。

- (1) 設置場所は、原則として幅員3メートル以上の歩道、駅前広場とすること。
- (2) 他の建築物に接続しないものであり、屋根は原則として一般宅地側の道路境界線から0.5メートル以上離すこと。ただし、駅前広場に設けるものにあつては、この限りでない。
- (3) 構造は、不燃材料とし、平屋建てで壁等の囲い（必要最低限の風防板を除く）を有しないものとする。
- (4) 屋根の幅は、2メートル以下とし、長さは必要最低限とし、12メートル以下とすること。
- (5) 路面からの上家高さは、おおむね3メートル程度とすること。
- (6) 柱は、片側とし、車道側に設けるものとする。
- (7) 椅子、風防板を設置する場合、歩道の有効幅員を2メートル以上確保し、通行上支障がないものとする。

- (8) 上屋には、広告物等の表示をしないこと。ただし、道路管理上、景観上支障がない場合においてはこの限りではない。
- (9) 所轄の道路管理者、警察署長及び消防署長から、道路管理上、交通上及び消防上支障がない旨の意見が添えられていること。

3 許可申請の添付図書

許可を受けようとする者は、葛飾区建築基準法施行細則（昭和40年3月31日葛飾区規則第30号。以下「細則」という。）第40条に掲げる図書のほか、次の各号に掲げる図書を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 案内図（方位、道路名、バス路線経路及び建築物の位置が記載されたもの）
- (2) 現況写真
- (3) 配置図兼平面図（歩車道の位置・幅員、建築物の位置と周辺歩道の状況）
- (4) 2面以上の立面図及び断面図（材質表示）
- (5) 意見書（所轄の道路管理者、警察署及び消防署から支障ない等の意見が添えられていること。）
- (6) 周辺関係者へ意見聴取した記録
- (7) 建築審査会用資料
- (8) その他必要な事項が記載されたもの

付 則

この基準は令和5年11月17日から施行する。